

大学共同利用機関法人人間文化研究機構公正入札調査委員会設置要領

平成24年11月1日
機 構 長 裁 定

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構に、建設工事及び設計・コンサルティング業務の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する確な対応を行うため、公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合には、次の各号に掲げる事項について調査・審議を行う。

- (1)公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期及びその対応
- (2)その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は本機構事務連絡協議会施設部会長及び副部会長並びに財務会計部会員のうち委員長の指名する者を委員とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、本機構事務連絡協議会施設部会長をもって充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故がある場合は、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第5条 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることが出来る。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、機構本部施設課において処理する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。